

2012 年 10 月 30 日 全 2 頁

自己株式取得に係る市場規制緩和の延長

2013 年 4 月 30 日まで延長

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2012 年 10 月 31 日まで緩和されている。
- それをさらに 2013 年 4 月 30 日まで延長する方針が、10 月 24 日、金融庁から公表された。
- なお、緩和の内容は、(1) 1 日の買付数量の上限を、直近 4 週間の 1 日平均売買高の 25% から 100%に引き上げ、(2) 引け前 30 分間の買付けを可能とするというものである。

1. 自己株式取得に係る緩和措置の再延長

市場安定の観点から、現在、今年（2012 年〔平成 24 年〕）10 月 31 日までの特例として、**自己株式取得に係る市場規制が緩和**されている¹。

この緩和措置は、**相場操縦防止の観点から**、金融商品取引法及びその内閣府令により**規定された規制を、暫定的に緩和**するものである（詳細は次頁参照）。

2012 年 10 月 24 日、**金融庁は**、この緩和措置を延長して、**2013 年 4 月 30 日まで延長**する方

¹ この緩和措置については以下のレポート参照。

- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和」（2008 年 10 月 14 日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長を公表」（2008 年 12 月 16 日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の再延長」（2009 年 3 月 31 日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針」（2009 年 7 月 24 日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 0910」（2009 年 10 月 23 日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1001」（2010 年 1 月 26 日付レポート）
- ・横山淳、堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1004」（2010 年 4 月 26 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1007」（2010 年 7 月 26 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針 1010」（2010 年 10 月 25 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11 年 1 月）」（2011 年 1 月 24 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11 年 4 月）」（2011 年 4 月 25 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制緩和の延長（11 年 10 月）」（2011 年 10 月 25 日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制緩和の延長（12 年 4 月）」（2012 年 4 月 24 日付レポート）

針を公表した²。これに基づき、関係内閣府令の手当が行われ、2012 年 10 月末までに公布される予定である。

2. 緩和措置の概略

ここで、**自己株式取得に係る市場規制の緩和**とよばれているものは、次のような措置のことである。

上場会社による自己株式取得については、本来、相場操縦防止の観点から、金融商品取引法及びその内閣府令により、大枠、4つの規制が設けられている（金融商品取引法 162 条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 16 条～23 条）³。それが、現在、我が国株式市場の状況にかんがみ、上場会社による自己株式取得を円滑に行うことができるように、次のような緩和措置が講じられている。

図表 金融商品取引法上の自己株式取得に係る市場規制（本来の規制と緩和措置の比較）

	本来の規制	緩和措置
① 1 日の買付数量の上限	<u>直近 4 週間の 1 日当たり平均 売買高の 25%</u>	<u>直近 4 週間の 1 日当たり平均売 買高の 100%</u>
② 買付時間	<u>取引終了時刻の直前 30 分は禁 止</u>	<u>適用せず（つまり、引け前 30 分間も買付け可能）</u>
③ 買付価格	直近の売買価格を上回らない 価格	同左（変更なし）
④ 証券会社数	1 日 1 社の証券会社のみを通 じた買付け	同左（変更なし）

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

この緩和措置は、現在、2012 年 10 月 31 日までの時限的な措置とされているが、前述のとおり、**2013 年 4 月 30 日まで延長する方針**が公表されたのである。

なお、当初、この緩和措置は「3 ヶ月」ごとに延長が行われてきたが、2011 年 4 月の延長の際に、東日本大震災の影響を踏まえ⁴、「6 ヶ月」の延長が行われた。その後、今回（2012 年 10 月）も含め、「6 ヶ月」ごとの延長が行われている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121024-1.html>）参照。

³ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline_naikaku.html）参照。

⁴ 2011 年 4 月 23 日付日本経済新聞など参照。